

## 二一七 ● 勞働組合法案制定促進力件

提案人：金屬労働組合 一

講演者：前田種男

本文  
本大会は社会的に団体権の保護をある。実事本位労働組合法のへ日も延々に制定施行を期す。

(理由) 現在、経済運動、政治運動遂行上必要ある立法制度、復興、社会政策力実施等、幾多のうち、社会運動の原動力である團体権の権利であり取扱いの方。労働組合法の制定こそ急務中の義務である。依つて本の大目標を基礎とする完全なる労働組合法案の制定施行を要する。

一、労働組合の組織上就ては現在のままで運営する事。

二、法人資格は社員会出主義にする事。

三、労働組合の範囲を制限せざる事。

四、労働組合は賃償の責任を負ふ事。

五、雇用者は労働者が労働組合の組合員である旨を公表せしめること。

六、地方長官は、労働組合に与し無干渉の事。

実行方法  
メーテーのモットーとする事。聯合會大會、擇期、總同盟等を終了し、他に農産國体と協力し本國的問題として開拓を実現し、更に、社会主義農業並に無産政黨の緊急第一政策とせしめ、農業生産、農地をもと農業の臨時議会に提出せしむる事。

## 二一八 ● 国中反動外閣倒壊運動を起す力件

提案人：金屬労働組合

講演者：井上良一

講演者：大矢吉次

講演者：大矢吉次

本文  
一切の理由説明は大会席上に於てなす。

## 二一九 ● 大阪市内乗入札各郊外電車に闇す力件

提案人：金屬労働組合

講演者：井上良一

講演者：大矢吉次

講演者：大矢吉次

本文  
大阪市電車乗車券を以て大阪市内乗入各郊外電車に市外区间を共通に乗車せしむる事を大阪市電及各郊外電車に要求運動を起す事。

(理由) 労働者階級は其の生活窮迫と共に住居を次第に新市街方面に移転住する者の多く、之等大半數の労働階級は同じ大阪市区内に居住して居り乍ら大阪市中央部に出勤又は、用達の場合、二度に効外と市電との乗車費を支払はねばならぬ。者の便である生活收入の内外の交通費を日々支出せねばならぬ事は非常なる苦痛であると同時に家賃経費の安価なる故を以て新市街に不便を感じつゝ移転したる事は何等否等の生活費を軽減するものではない。  
吾等は金労働階級の利害の立場から大阪市に受けた儀が報償金に満足せず、世人で市電乗車券を以つて、各郊外電車刀大阪市内区间の共通を限る